

釧路市地域包括支援センターの職員に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の概要

地域包括支援センターの配置職員について、柔軟な対応を可能とするもの

2 改正の内容

- 現行の配置基準は存置しつつ、市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて、配置することが可能
 - 地域包括支援センターに配置すべき常勤の職員について、常勤換算方法による配置が可能
- ※ いずれも、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合

3 配置例



上記のケースでは、専門職、3職種×3人=9名の基準を満たした形で、各圏域における配置を柔軟化